

常任委員会の審議から

総務企画委員会

合併やIT化の進展を背景として、県の市町村に対する業務上のスタンスについて質問がありました。

県は、地方分権一括法の施行によって県と市町村とは対等の立場にあるが、役

国際物流特区のメリットは 港湾の利用促進や新規投資

割分担保を明確にし、情報の双方向化を図るなどして連携を強化していくことが重要であると答えました。

また、北関東三県が共同で申請する国際物流特区計画のメリットについて質問がありました。

県は、本県における港の利用促進、栃木、群馬など

内陸部における新規投資や雇用創出など相互にメリットがある計画であり、三県が連携を図り推進したいと答えました。

そのほか、財政健全化に向けた取り組み、つくばエクスプレスの知名度向上への取り組みなども質問がありました。



環境商工委員会



早期水質浄化が望まれる霞ヶ浦

霞ヶ浦の水質浄化手法は 現状踏まえ課題に対応

霞ヶ浦の水質浄化に、二〇年間で総額一兆円を投じているが浄化手法は適切かどうかの質問がありました。

県は、水質目標を設定して努力しているが、目標に到達しないため、毎年の状況を踏まえ、北浦汚濁原因解明調査や休耕田活用浄化対策、高度処理浄化槽の助成措置など、課題への対応を進めていると答えました。

また、職業安定法の改正により、県でも職業紹介業務が可能になることについて質問がありました。

県は、就職相談から、職業紹介まで一箇所で行える、ワンストップサービスセンターを検討中で、職業紹介も限定的だが併せて検討していると答えました。

そのほか、環境会計の導入、雇用・能力開発機構の整理合理化の影響なども質問がありました。

保健福祉委員会

第三次救急医療体制の整備については、現行四箇所の救命救急センターに加え、鹿行地域でミニ救命救急センターを整備されることになったが、県北地域の整備見通しはどうか、質問

県北地域の救急医療は 計画の見直しで検討

がありました。

県は、今後の保健医療計画見直しの中で検討していきたいと答えました。

また、総合がん対策における高度医療施設整備基本構想策定委員会に県議会議員が入っていないが、議会の意向をどう反映させるのか、質問がありました。

県は、今回の委員会は医学の専門家で構成しているが、委員会の検討経過を議会で説明しながら基本構想案を決めていきたいと答えました。

そのほか、小児救急医療体制の整備、痴呆性高齢者対策なども質問がありました。



(5面から続き)

の関係維持するとともに、国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を見直されるよう強く要望する。

上げること。

(三)同一地権者に対して公共用地取得を二か年以上にわたって行う場合に、譲渡所得の特別控除を適用して適用すること。

年金受給者の不安が一層増大しているところである。このため、公的年金制度の安定した運営を図り、国民の将来への不安を解消するよう、次の事項について強く要望する。

公共用地取得に係る制度の改善に関する意見書

茨城県では、二一世紀を「交流の時代」と捉え、郷土茨城を「人・物・情報」の一大拠点とし、県民の豊かな生活の実現と産業の活性化を図るため、県土の骨格をなす高速道路を整備、つくばエクスプレスや常陸那珂港の建設、百里飛行場の民間共用化など、陸・海・空の広域交通ネットワークの整備に取り組んでいる。

景気低迷による厳しい財政状況の中で、公共事業を円滑に推進するためには、事業の重点化、効率化とともに、スピードアップを図る必要がある。そのためには、公共用地の早期取得が重要となっている。

二 土地収用制度の改善について

(一)土地収用制度を積極的に活用するため、土地収用手続きの迅速化・簡素化を図ること。

(二)仲裁制度の対象を補償金に関する紛争以外にも拡大するなど、制度の拡充を図ること。

三 その他の制度等の改善について

(一)多数共有地等を迅速に取得するため、公共事業に限って、一定の特別賛成多数の同意に基づく補償金の供託又は分筆登記による取得を認める新たな特例措置を設けること。

一 公的年金制度の基盤安定化を図るため、基礎年金の国庫負担割合を早急にと二分の一に引き上げるとともに、適正な給付水準や保険料負担の軽減を図ること。

二 平成一六年度の年金改定に当たっては、年金額の引き下げを行わないこと。

三 年金の実質的な価値が目減りするよう公的年金への課税強化は行わないこと。

このような中、一昨年、土地収用法が三〇数年ぶりに改正され、収用手続きの合理化が図られたところであるが、社会資本の整備の前提となる用地取得は、土地所有者の権利意識の高揚や生活再建に対する不安、あるいは権利のふくそう化等から依然困難を極めているところである。

(二)境界紛争の早期解決を図るため境界紛争の裁判外紛争処理制度を創設するとともに、公図混雑地域の用地取得を容易にするため国土調査等の促進を図ること。

(三)公有地の拡大の推進に関する法律第六条の協議に基づき土地開発公社が買い取る土地に建物等が存する場合において、当該建物等も買い取ることができるようになること。

骨髄バンク利用に関わる患者負担金への医療保険適用を求める意見書

国の主導の下、公的な骨髄バンク(財団法人骨髄移植推進財団)が発足してから一一年が経過し、非血縁者間の骨髄移植は、白血病などの難治性疾患に対する一般的な根治的な治療法として不可欠なものとなっている。

非血縁者間骨髄移植は、骨髄バンク事業の進展に伴い、昨年度は七六〇例が実施され、本年八月一日には、累計で五〇〇〇例に到達するなど、着実な成果を上げている。

しかしながら、こうした実績を重ねる一方で、骨髄バンクを介して骨髄移植を受けるときに負担となる患者確認検査料、コーディネーター開始料、骨髄移植に当たって不可欠なドナー候補者のドナー確認検査料・検査手数料や最終同意等調整料、ドナーに対する骨髄採取後の骨髄提供調整料は、合わせて約六〇万円が患者負担金となって発生するため、患者とその家族は過重な経済的負担を負わされている。

記

一 公共用地の取得に関する税制上の改善について

(一)公有地の拡大の推進に関する法律第六条の協議に基づき土地開発公社が買い取る場合の譲渡所得に対する特別控除額(現行一五〇〇万円)を引き上げること。

(二)代替地の譲渡所得に対する特別控除額(現行一五〇〇万円)を引き上げること。

安定した公的年金制度の確立を求める意見書

公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行、長引く経済の低迷、保険料未納者の増加などに伴い、厳しさを増しており、年金受給者や保険料を負担する現役世代の制度に対する不安感・不信感が高まっている。

こうした中、本年四月には物価スライドによる年金給付額の引き下げが行われ、さらに、税政調査会においては、年金課税等の見直しの考え方が示されるなど

記

一 公的年金制度の基盤安定化を図るため、基礎年金の国庫負担割合を早急にと二分の一に引き上げるとともに、適正な給付水準や保険料負担の軽減を図ること。

二 平成一六年度の年金改定に当たっては、年金額の引き下げを行わないこと。

三 年金の実質的な価値が目減りするよう公的年金への課税強化は行わないこと。